

滋 流 政 第 148 号

平成 27 年(2015)年 6 月 3 日

淡海の川づくり検討委員会

(滋賀県河川整備計画検討委員会)

委員長 中 川 一 様

滋賀県知事 三日月 大 造

「淀川水系・北川水系湖西圏域河川整備計画（原案）」及び「滋賀県の河川整備計画における水環境確保のあり方」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

- 1) 淀川水系・北川水系湖西圏域河川整備計画（原案）
- 2) 滋賀県の河川整備計画における水環境確保のあり方

平成 27 年(2015)年 6 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 中 川 一

淀川水系・北川水系湖西圏域河川整備計画（原案）及び滋賀県の河川整備計画に
おける水環境確保のあり方について（答申）

平成 27 年 6 月 3 日付け滋流政第 148 号で諮問のあった標記について、別紙のとおり
答申します。

「淀川水系・北川水系湖西圏域河川整備計画（原案）」に関する答申

1. 河川の適正な流水管理を行うため、水量・水質等の把握に努められたい。
2. 洪水予報河川以外についても、河川毎の洪水予測の充実を図られたい。
3. 湖辺の保全・再生については、継続的な状態監視や原因究明を行い、必要な対策を講じられたい。
4. 堤外民地における竹林繁茂について、特に支障となる場合は、他府県事例等の状況も踏まえ、適切な対応を図られたい。

「滋賀県の河川整備計画における水環境確保のあり方」に関する答申

1. 代表種をアユと設定するのは良いが、その考え方について、わかりやすい表現とされたい。
2. 水域・陸域を判別する水面出現確率（ p ）について、わかりやすく説明されたい。
3. 瀬切れ簡易予測モデルの検証について、流量規模毎の妥当性を説明されたい。
4. 河川毎の特性を勘案した上で、いくつかの代表的な河川でのモデル検証を図られたい。
5. 河川環境目標については、河道形状の工夫と河川流量の確保の組み合わせにより設定されたい。